

## ■ 4条1項11号

不服 2017-13947

### <本願商標>

「スノーホワイトアップルパイ」(標準文字)

第30類「アップルパイ」

※審判請求時に補正あり

### <結論>

原査定を取り消す。本願商標は、登録すべきものとする。

### <原査定理由>

引用商標：「SNOW WHITE」(標準文字)

第30類「コーヒー及びココア、氷、菓子及びパン、調味料、香辛料、コーヒー豆、穀物の加工品、ぎょうざ、サンドイッチ、しゅうまい、すし、たこ焼き、肉まんじゅう、ハンバーガー、ピザ、べんとう、ホットドッグ、ミートパイ、ラビオリ、イーストパウダー、こうじ、酵母、ベーキングパウダー、即席菓子のもと、酒かす、米、脱穀済みのえん麦、脱穀済みの大麦、食用粉類、食用グルテン」並びに第9類、第14類、第16類、第18類、第20類、第21類、第24類、第25類、第28類、第29類及び第41類に属する商標登録原簿に記載のとおりの商品及び役務

(※4条1項16号については省略)

### <理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 商標法第4条第1項第16号について

(※指定商品の補正により解消のため省略)

(2) 商標法第4条第1項第11号について

ア 本願商標

本願商標は、・・・、「スノーホワイトアップルパイ」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成文字は、同じ書体、同じ大きさ及び同間隔をもって表され、視覚上、まとまりある一体的なものとして看取、把握される外観を有するものであり、また、その構成文字全体に相応して、「雪のように白いアップルパイ」といった意味合いを想起させるものである。さらに、本願商標の構成全体から生じる「スノーホワイトアップルパイ」の称呼も、無理なく一連に称呼し得るものである。

そうすると、本願商標は、その構成全体をもって、一連一体のものとしてのみ認識されるところとみるのが相当であり、「スノーホワイトアップルパイ」の称呼及び「雪のように白いアップルパイ」の観念を生じるものである。

#### イ 引用商標

引用商標は、・・・、「SNOW WHITE」の文字を標準文字で表してなり、「スノーホワイト」の称呼及び「雪のように白い」の観念を生じるものである。

#### ウ 本願商標と引用商標との類否

本願商標と引用商標とは、それぞれ、上記ア及びイのと通りの構成からなり、文字種の差異や、構成文字数において明らかに異なるものであるから、両商標は、外観上、相紛れるおそれはない。

また、本願商標から生じる「スノーホワイトアップルパイ」の称呼と引用商標から生じる「スノーホワイト」の称呼とは、音数において明らかな差異があるから、両商標は、称呼上、相紛れるおそれはない。

さらに、本願商標は「雪のように白いアップルパイ」の観念を生じるものであるのに対し、引用商標は「雪のように白い」の観念を生じるものであるから、両商標は、観念上、相紛れるおそれはない。

したがって、本願商標と引用商標とは、その外観、称呼及び観念のいずれの点においても相紛れるおそれはないから、非類似の商標というべきである。

#### (3) まとめ

以上のとおり、本願商標は、商標法第4条第1項第11号及び同項第16号のいずれにも該当するものではないから、本願商標がこれらに該当するものとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

### <弁理士コメント>

指定商品を第30類「アップルパイ」とする本願商標「スノーホワイトアップルパイ」が、引用商標「SNOW WHITE」とは外観、称呼及び観念のいずれの点においても相紛れるおそれはないから、非類似の商標であると判断された審決です。

商標の一部にその商品の普通名称などの識別力を有さない文字を含む場合、当該部分を除外した構成からなる商標とは類似するというのが、「商標審査基準」にも掲載されている原則的な考え方です。

しかし、本審決では、本願商標「スノーホワイトアップルパイ」は、まとまりある一体的な外観を有し、称呼も無理なく一連に称呼することができ、かつ、「雪のように白いアップルパイ」という一連の意味合いが生じることから、その構成中に指定商品である「アップルパイ」の文字を含んでいても、一連一体のものとしてのみ認識されると判断されました。

その結果、引用商標「SNOW WHITE」とは非類似と判断されました。

本審決では、本願商標から一連の観念が生じることが結論に大きく影響していると考えられますが、「スノーホワイトアップルパイ」から「雪のように白いアップルパイ」という、やや強引な観念がはたして生じるのかは疑問です。

また、本審決のような理屈が通るとすると、形容詞的な文字のみの構成からなる先行商標が存在している場合に、それに商品の普通名称を付加した商標を出願すれば、非類似の商標として登録ができてしまうこととなります。

こういった点もあり、個人的には釈然としない審決となりました。

ちなみに、「SNOW WHITE」というと、どちらかといえば「白雪姫」をイメージするのではないかと思うのですが、当職だけでしょうか。

(弁理士 永露祥生)

<2018年11月27日>